

# 桐生市立新里北小学校いじめ防止基本方針

桐生市立新里北小学校  
令和6年4月1日

## 1 いじめの定義及びいじめに対する基本認識

### (1)いじめの定義

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【いじめ防止対策推進法 第二条】

### (2)いじめに対する基本認識

- ・いじめは、どの学級でも、どの子にも、起こりうる。
- ・いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命及び身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。
- ・いじめは人権侵害、差別問題であり、人間として許されない、卑劣で卑怯な行為である。
- ・いじめの根絶は、学校のみでの対応で実現するのではなく、児童、家庭、地域、関係各機関が一体となった取組によって初めて実現する。

## 2 いじめの未然防止のための取組

### (1)教職員の人権意識の向上

#### 【いじめ防止基本方針を推進するための能力・資質の充実】

- ・校長がいじめ根絶のための宣言を行うなど「いじめ防止基本方針」の周知、啓発に努める。
- ・いじめは人権侵害・犯罪行為であり、「いじめを絶対に許さない」という共通認識を持つ。
- ・児童を指導する社会人の手本として人間的な温かさを感じられるような態度、表情、言葉づかいを  
する。
  - 教職員の言動が、いじめを誘発、助長、黙認することがないようにする。
- ・職員会議、校内研修、生徒指導委員会、教育相談部会等で、いじめ問題への対応について研修を行い、いじめに関する認識、報告、指導等について共通理解を深める。
  - 教育相談員(毎日)、スクールカウンセラー(月1回)との連携。

### (2)学習指導・生徒指導・学級経営での取組

#### 【学習規律の徹底とわかる授業の推進】

- ・児童の学びを保証するために、学級及び学習のルールを徹底して、学級内の適正な秩序の保持のもとで、教師と児童の信頼関係に根ざした楽しく、すべての児童が参加・活躍できるわかる授業実践を積み上げる。
  - チャイム着席・聞く姿勢などの学習ルールの徹底。
  - 一人一授業や公開授業の実施による確かな学力を身に付けさせるためのわかる授業づくり。
  - 「自己決定」「自己存在感」「共感的人間関係の育成」を生かした指導。

#### 【自己有用感を身に付けさせる教育活動の推進】

- ・「たてわり活動」(登下校=~~清掃~~~~給食~~朝行事・委員会・クラブ等)により主体性を重視した活動を推進し、児童一人ひとりに「自己有用感」を味わわせ獲得させる。
  - 自分の言動が人のためになっている、役に立っていることを実感させ強化する。

### (3)児童会・人権週間・学校行事等での取組

#### 【児童の主体的ないじめ防止活動の推進】

- ・児童がいじめを自分のこととして考え、学級委員会が中心となって自分たちで話し合い、「新里北小いじめ防止宣言」を策定して主体的ないじめ防止活動を実践する。
  - いじめ防止活動計画の作成(4月) 春の「いじめ防止強化月間」(5月)  
冬の「いじめ防止強化月間」(12月) 1年の振り返り(3月)。

○「新里北小学校いじめ防止宣言」

「協力」…みんなで話し合い力を合わせる。

「思いやり」…人にやさしく 友だちを大切に作る。

「勇気」…見てみぬふりをしないで、きちんと注意する。

・いじめ防止強化月間、人権集中学習(11月)等を活用し、生命尊重・人権尊重等の題材を年間を通して、意図的、計画的に道徳、学級活動で扱う。

・学校行事では、運動会、修学旅行、宿泊学習等で、児童が成就感や感動を味わえるよう企画、実施する。

#### 【保護者・地域との協力態勢の確立】

・学校通信・学級通信・懇談会等でいじめに関する内容を伝えることで、保護者・地域のいじめへの認識を深める。

○「新里北小学校の安全を考える会」でのいじめ防止に向けた取り組みの確認

○教育相談の実施(年3回)

#### 【インターネットいじめへの対応】

・「ケイタイ・インターネット講習会」(5・6年の児童・保護者対象)を開催して、メール、書き込み等によるトラブル、ネットいじめの深刻さについて児童・保護者へ啓蒙する。

### 3 いじめの早期発見のための取組

(1)子どもの声への傾聴、子ども同士の人間関係、学級内の集団の構成状況の分析

#### 【きめ細やかな見取りと客観的な調査分析】

・日常の授業時間、休み時間や昼休み等子ども同士の関わりに目を向けて、関わり方や関係の変化を細やかに見取る。けんかやふざけ合いであっても、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目しいじめに該当するか否かを判断する。

・毎月1回の生活アンケート調査や年2回の「学級集団分析尺度Q-U」を活用して情報収集や客観的な分析結果に基づき、指導体制を構築する。

・特に配慮が必要な児童については、日常的に該当児童の特性や背景を踏まえた適切な支援を行う。

(2)保護者との連携や情報の共有化

・日常の電話連絡、家庭訪問、連絡ノート等で児童の様子を伝え合う。

○学級懇談会・教育相談での情報収集(年4回)

(3)地域、専門機関との連携

・教育相談員、スクールカウンセラーを交えた教育相談体制により、児童の気になる言動への助言を得て、早期発見、適切な対応へつなげる。

○教育相談部会の開催(月1回)

・地域の行事や社会体育等の活動での児童の様子を把握する。

### 4 発見したいじめに対する対応

(1)学級担任が抱え込むことのないよう学校全体で組織的に対応

・「事実確認→いじめ対策組織に報告→組織的に詳細な事実確認を行う→解決策・支援策を協議、共通理解→解決に向けた対策を実行」を迅速に行う。

(2)いじめの被害児童・保護者、いじめの加害児童・保護者への適切な対応

・被害児童には、心のケアを細やかに行う。保護者に対しては、ていねいな説明と共に学校の対応を明確に説明し実行する。その後の加害児童との関わりを注意深く観察し、保護者との継続的な連絡を行う。

・加害児童には、行為の重大性をしっかり理解させ、反省・謝罪をさせると共に、保護者に対してもていねいな説明と共に、児童の指導、被害児童の保護者への対応などを依頼する。その後の被害児童との関わりを注意深く観察し、保護者との継続的な連携を行う。

(3)関係機関との連携

・桐生市教育委員会と綿密な連携を図り、迅速かつ適切な対応をとる。

- ・重大な事案については、国が示したフローチャートに従い桐生市、桐生市教育委員会の判断に応じて動く。

(4)事後の観察

- ・謝罪をもって安易に解消とせず、いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間(少なくとも3ヶ月間)継続し、被害者がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認し、保護者にも確認する。

5 いじめ防止のための年間計画

- 「学習規律」の徹底と「わかる授業」の実践(年間)。
- 「自己有用感」を身に付けさせる教育活動(授業・「たてわり活動」)の推進(年間)
- 日常の子どもの様子、子ども同士の関わりのきめ細かな見取り(年間)
- 日常の電話連絡、家庭訪問、連絡ノート等で児童の様子を伝え合う。(年間)

	未然防止のための取組	早期発見のための取組
1 学 期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「いじめ防止基本方針」の共通理解及び児童、保護者、地域への説明(4月)</li> <li>・いじめ防止対策推進委員会開催(月1回)</li> <li>・「いじめ根絶宣言」の周知(4月・校長)及び学活の実施(4月)</li> <li>・「いじめ防止宣言」の確認「いじめ防止活動計画」の作成(4月・児童)</li> <li>・学級懇談会、教育相談(4月)</li> <li>・生徒指導部会での情報共有(4月)</li> <li>・<b>「SOSの出し方」授業を年計に従い必ず行う。</b></li> <li>・教育相談による保護者との連携(5月)</li> <li>・春の「いじめ防止強化月間」の実践(5月・児童)</li> <li>・教育相談(5月)</li> <li>・「新里北小学校の安全を考える会」開催(6月)</li> <li>・学級懇談会、教育相談(6月)</li> <li>(6年宿泊学習:6月)</li> <li>(5年修学旅行:6月)</li> <li>・取組評価アンケート(7月)</li> <li>・アンケート結果の集計分析・検討(7月)</li> <li>(水泳記録会:7月)</li> <li>・「新里北小学校の安全を考える会」の結果を、学校便りやホームページに掲載(7月)</li> <li>・校内研修:いじめに係る研修(夏季休業)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめアンケート調査(月1回)・教育相談部会開催(月1回)</li> <li>・SCとの連携(月1回)</li> <li>・学級集団分析尺度Q-U(5月)</li> </ul>
2 学 期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ防止対策推進委員会開催(月1回)</li> <li>・いじめ根絶に向けて朝礼及び学活の実施(9月)</li> <li>(運動会:10月)</li> <li>(陸上記録会:10月)</li> <li>(3・4年音楽学習発表会:11月)</li> <li>・ケイタイ・インターネット講習会(11月)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめアンケート調査(月1回)・教育相談部会開催(月1回)</li> <li>・SCとの連携(月1回)</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学級懇談会、教育相談(11月)</li> <li>(持久走大会:11月)</li> <li>(教育文化展:11月)</li> <li>・人権集中学習での教科、道徳、学活等の取組 (11月～12月)</li> <li>・冬の「いじめ防止強化月間」の実践 (12月・児童)</li> <li>・取組評価アンケート(12月)</li> <li>・アンケート結果の集計分析・検討(12月)</li> </ul>	
3 学 期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ防止対策推進委員会開催(月1回)</li> <li>・いじめ防止子ども会議への参加 (1月・児童、職員、保護者)</li> <li>・学級懇談会、教育相談(2月)</li> <li>・一年間の振り返り(3月)</li> <li>・取組評価アンケート(3月)</li> <li>・アンケート結果の集計分析・検討(3月)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめアンケート調査(月1回)・教育 相談部会開催(月1回)</li> <li>・SCとの連携(月1回)</li> <li>・学級集団分析尺度Q-U(2月)</li> </ul>

## 6 いじめ防止等の対策のための組織の設置

いじめ防止基本方針に定めた内容を実践するための中核組織として「いじめ防止対策推進委員会」を設置する。

いじめ防止対策推進委員会      ※生徒指導部会とは別組織

### (1) 構成員

- ・校長、教頭、教務主任、いじめ防止担当教諭(生徒指導主任)、教育相談主任、養護教諭、教育相談員、スクールカウンセラー、学年ブロック代表
- 必要に応じて緊急的な組織、拡大的な組織として構成員を限定したり増員したりする。

### (2) 組織の役割

- ・「生徒指導委員会」の役割を兼ねる。(毎月開催)
- ・「いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施
  - 計画の進捗状況の確認、把握。
- ・教職員の共通理解と意識の啓発
  - 「いじめ防止基本方針」の説明、「アンケート」の分析結果等の分析と改善点の周知。
- 生徒・保護者地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取
  - 「いじめ防止基本方針」の説明。学校の取組の情報発信。
- ・教育相談の計画立案及び結果集約
  - 教育相談の結果の検討。
- ・いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の対応及び集約
  - 事実確認と対応決定と全教職員への周知と対応の実践。
- ・重大事態への対応
  - 国が示したフローチャートに従い桐生市、桐生市教育委員会の判断に応じて動く。

## 7 取組の検証と見直し

年度末の「学校評価」の項目に「いじめ防止基本方針」の取組に関する評価を位置づけその結果をふまえて取組が適切に行われたかを検証して、次年度の取組内容や取組方法の見直しを図る。